

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所

ショートステイ 第5はなの里

<重要事項説明書>

社 会 福 祉 法 人
こ も は ら 福 祉 会



令和07年10月1日版

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所

ショートステイ 第5はなの里

重要事項説明書

事業所説明

令和 07 年 10 月 1 日

- | | |
|--------------------|---|
| 1、運営主体 | 社会福祉法人 こもはら福祉会 |
| 2、代表者 | 理事長 家里 英夫 |
| 3、所在地 | 三重県名張市百合が丘西 5 番町 2 7 番地 |
| 4、施設の行う
他の事業 | ユニット型指定介護老人福祉施設 「特別養護老人ホーム 第5はなの里」 |
| 5、開設年月日 | 令和 3 年 5 月 1 日 |
| 6、介護保険施設の
認可指定日 | 令和 3 年 5 月 1 日（事業所番号 2 4 7 1 3 0 1 4 4 6） |
| 7、職員体制 | 管理者 池住 眞弓（法人の行う他事業の管理者を兼務）
医師・・・・・・・・・非常勤 1 名（特別養護老人ホームと兼務）
生活相談員・・・・・・・・・常勤 1 名（特別養護老人ホームと兼務）
介護職員・・・・・・・・・常勤 8 名、非常勤 5 名
看護職員・・・・・・・・・常勤 1 名（介護予防事業所と兼務）
機能訓練指導員・・・・・非常勤 1 名（特別養護老人ホームと兼務）
管理栄養士・・・・・・・・・常勤 1 名（特別養護老人ホームと兼務） |
| 8、介護資格取得状況 | 介護福祉士・・・・・・・・・1 2 名 社会福祉主事・・・・・・・・・1 名
介護支援専門員・・・・・・・・・2 名 看護師・・・・・・・・・2 名
（重複取得あり） |
| 9、協力病院 | 名張市立病院
オリーブ歯科クリニック |

事業の目的 自宅等で生活されている要介護状態の高齢者を対象に、介護保険法の定める適正な短期入所生活介護サービスを提供し、在宅生活の自立および介護者を支援する事を事業の目的とします。

運営の方針

- 1、在宅介護を支えるサービスの一環として、利用者の在宅生活を重視したユニットケアを実施し、楽しんで利用してもらえぬ雰囲気づくりを目指します。
- 2、介護する家族の支援も視野に入れて、一緒に介護を支えられるよう努めます。
- 3、関係機関との連携を十分に図り、地域のニーズに答えられるサービスを提供します。

<サービス内容>

基本サービス

① 食事介助

管理栄養士の立てる献立表により、栄養や皆様の身体状況、好み等を考慮した食事をご用意いたします。食事は、体調等に問題が無ければ共同生活室にて取っていただきます。

食事時間 （提供時間の目安は下記のとおりですが、利用者の生活時間にあわせて調整します）

朝 食	7 : 3 0 ~ 9 : 0 0 頃
昼 食	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 3 0 頃
夕 食	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0 頃

身体状況に応じた食事

主 食	普通米飯・軟飯・粥・ミキサー粥・パン
副 食	普通米飯・刻み・トロミ付き・ソフト食

② 入浴介助

身体状況に応じた各種入浴設備を利用して、週2回以上、入浴もしくは清拭をお手伝いします。ご本人の体調によって、変更、中止となる場合があります。

個別浴槽（リフト浴）・・・・・・・・・・手すり付き、各階に設置

セレクトバスヌクティ（リフト浴）・・・・各階に設置

ストレッチャーバス（寝台浴）・・・・・・2階に設置

③ 排泄介助

皆様の身体能力に応じた形での排泄介助をいたします。排泄動作等の自立を目指す援助もいたします。

④ 機能訓練

機能訓練指導員が中心となって日常生活動作を通じた支援を実施いたします。

⑤ 更衣・整容の介助等

ご本人が自分で着替えをすることが難しい状態であれば、朝夕の更衣のお手伝いをします。また、起床時の洗顔など清潔で快適な生活が送れるよう、整容等のお手伝いもいたします。

⑥ 送迎サービス

ご家族等による送迎が困難な場合、自宅から施設までの移動のお手伝いをします。

送迎には、車椅子やストレッチャーでの移動が可能なリフト付車両を用意しております。

通常の営業地域（名張市内）以外への送迎は、運営規程に定める別料金を頂くことがあります。

<基本外サービス>

① 理髪（短期入所の利用が専門業者の来所日と合えば利用可能です）

② テレビ貸し出し、持ち込み電気器具の使用

③ レクリエーション活動その他、利用者の皆様の日常生活上に必要な支援については、その都度ご相談しながら可能な限り提供できるようにいたします。

＜医療体制＞

名張市立病院が協力病院になっています。

オリーブ歯科クリニックが協力歯科医院になっています。

また、施設配置医（嘱託医師）は来所しますが、基本的には、利用者毎の主治医にかかっているようお願い致します。

＜お部屋のご使用にあたって＞

当施設をご利用の際に使っていただくお部屋は、全室がユニットに属した個室となっています。お部屋の空き状況やご本人の心身の状態、あるいは諸般の事情等により、使っていただくお部屋を決めさせていただきます。（ショート事業のユニット内に空き室がなく、特養のユニットに入院者がおられて居室が使用できる場合には、特養内の空き室をご利用いただくこともあります。）

お約束

- 1、お部屋の定員は1名です。
- 2、ご夫婦で同時にご利用の場合も、基本的に、それぞれ別のお部屋をご利用いただきます。
- 3、サービスの提供上や安全・衛生の管理をする上で必要であれば、ご利用の居室内に立ち入り、必要な対応をさせていただきます。その場合、皆様のプライバシーの保護については十分な配慮をいたします。

お願い

- 1、お部屋や共用施設、敷地については、その本来の用途に従ってください。
- 2、故意に、またはご本人の身体状況を踏まえても、注意をすれば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりされた場合には、自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

＜禁止事項＞

- 1、以下に挙げる物品の持込を原則禁止とさせていただきます。

- ・ 他の方の居住空間や施設の倉庫を圧迫する量、大きさの物品
- ・ 当施設の貴重品預かり金庫に納まらない貴重品
- ・ ご本人や他の方が負傷する危険性がある物品、電化製品等
- ・ 施設に共用で設置されているもので、あえて個人で持参する妥当性がないもの
- ・ その他、施設にてお断りする物品

- 2、施設内での宗教活動、政治活動、営利活動は禁止させていただきます。
- 3、人種、信条、宗教、習慣等の相違によって、他の方を排斥したり、その自由を侵害したりする行為は禁止です。
- 4、他の利用者及び職員に対するセクハラ等の迷惑行為は禁止させていただきます。
- 5、原則として全館禁煙とさせていただいておりますので、ご協力ください。事情により、最小限の喫煙については職員の指示に従っていただきます。
- 6、飲食物の持ち込みに関して、ご家族の来所時に一緒に個室で喫食されるのは原則として自由（生ものを除く）ですが、それ以外に個室に食べ物を置くことは、保健衛生上禁止といたします。
- 7、上記禁止事項に反する場合には、当施設はサービス利用の中断などの対応をとらせていただくことがあります。

＜ご協力いただきたいこと＞

サービス利用とサービス提供が円滑に行われるために、ご協力をお願いします。

- 1、サービス利用の予定を中止する場合、サービス実施日の前日までにお申し出ください。当日取り消しの場合、取り消し料を請求させていただくことがあります。
- 2、基本外サービスご利用の希望については、その時点での施設の状況、関係機関の事情、急なお申し込みの場合など、やむを得ない理由にてご希望に添えないことがあります。
- 3、定期通院については、ご家族等での対応をお願いします。

＜利用について＞

利用条件 ①要介護認定により、要支援 1～2 の認定を受けている方
②緊急の事情で、要介護認定の結果は出ていないが、出る見込みがあり利用を希望される方

※発熱や感染症罹患の疑いがある場合、手指の消毒やマスク着用などの感染症対策にご協力いただけない場合、急性期の疾病による治療を要する場合などはご利用いただけないことがあります。

利用定員 20 名（短期入所生活介護の利用者を含む）

＜緊急時の対応について＞

介護予防短期入所生活介護のサービス利用中に、容態急変等緊急の事態が発生した場合は、ご家族等で受診などの対応をお願いします。

ご家族対応で通院するのが難しい場合、または休日や夜間等時間外で緊急を要する場合、ご家族関係各位に連絡するとともに、救急車を依頼する等の対応をします。

（注）一刻を争う場合には、ご家族への連絡が前後することや、先に救急車を呼ばせていただくことがあります。

＜営業について＞

営業日	年中無休
受付日時	祝祭日と 12 月 30 日～1 月 3 日を除く月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
入退所時間帯	午前 10 時～午後 4 時 ※ この時間帯以外の入退所は、ご相談ください。
送迎実施日時	祝祭日と 12 月 30 日～1 月 3 日を除く月～金曜日 午前 10 時 30 分～午後 3 時 30 分 ※ この時間帯以外については、ご家族での送迎をお願いいたします。
その他の事項	営業時間外であっても 24 時間体制で電話連絡を取れるようにしています。

＜秘密の保持＞

サービスを提供する上で知り得た利用者及びそのご家族に関する情報を、正当な理由なく第3者に漏らすことはありません。また、利用者及びご家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対して利用者及びご家族の情報を提供しません。

＜事故発生時の対応＞

介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、家族等に連絡すると共に必要な措置を講じます。また、事業所は民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しており、利用契約書に示されている賠償に相当する可能性がある場合は、利用者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力頂く場合があります。

＜実習生の受け入れについて＞

当施設では、福祉に関する専門職の養成に協力するという社会的な使命と、長期的な人材の確保並びに外部からの空気を取り入れることによる職員の意識向上等を目的として、大学及び高校、福祉専門職養成機関、看護学校等からの実習生を受け入れます。その際には、ご利用者のプライバシーに配慮し個人情報に関する守秘義務を徹底した上で受け入れますので、ご理解をお願い致します。

＜安心してご利用いただくために＞

ショートステイ第5はなの里では、サービスご利用の皆様安心して利用していただけるように、皆様からの苦情・相談を受け付ける窓口を設置いたしております。また、サービスご利用中に事故などでご迷惑をおかけしないよう、非常時の災害においても皆様の安全を確保できるよう、職員の研修と避難訓練を行っています。

これにより、万全の注意を払ってサービス提供に努めておりますが、万一の事故に備えて施設の保険に加入しております。

＜苦情・相談窓口＞

ご利用やサービス内容についての相談、および苦情等を受け付けるための窓口を設置しております。ご連絡をいただいた時に担当者が不在の場合には、後ほど連絡させていただきます。

午後5時30分～午前8時30分までは宿直の者が受付けて担当者に引き継ぎます。

電話番号 **0595-62-1110**

FAX番号 **0595-62-3535**

受付担当者 **藤本 和重 ・ 安藤 裕司 ・ 土橋 亜沙美**

第三者委員 **中嶋 俊子 0595-65-3556**

杉尾 昭 0595-65-3461

苦情解決責任者 **施設長 池住 真弓**

施設の窓口の他にも、公的窓口として次の機関があります。

名張市役所 福祉こども部 介護・高齢支援室 0595-63-7599

三重県社会福祉協議会 運営適正化委員会 059-224-8111

国民健康保険団体連合会 059-222-4165 FAX 059-222-4166

＜第5はなの里 建物設備説明＞

種別	1 室の面積 (㎡)	部屋数	種別	1 室の面積 (㎡)	部屋数
個室	11.8～12.4	40	地域交流ロビー	139.71	2
共同生活室・ラウンジ	34.3	4	事務室	68.0	3
浴室・脱衣室	15.6	4	相談室	7.2、9.3	2
トイレ	4.2	4	医務室・看護師室	28.8	1
リネン庫・物入れ	3.9	4	クリーンルーム	3.2	4

これら設備の一部は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護事業で共用しています。

重要事項説明確認書

この説明書に書かれている内容に基づき、事業者はユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービス利用の説明を行うとともに同文書を交付しました。利用者（またはその家族等）は、事業者より受けた説明で、サービス内容について理解しました。

令和 年 月 日

事業所所在地 三重県名張市百合が丘西5番町27番地

事業所名 ショートステイ 第5はなの里

説明者氏名

利用者 住所
(契約者)

氏名

代理人 住所

氏名

(利用者との続柄)

(利用者は署名ができないため、本人の意思を確認の上、代理署名とします。)

(重要事項説明書・別紙)

ショートステイ第5はなの里 利用料金

1、介護保険対象サービス費は規定により費用の1割または2割または3割負担になります。

【ショートステイの介護費用】(一日あたりの単位数) (1単位=10.17円 24年度～名張市)

利用者の介護度	要支援1	要支援2
併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費	529	656
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	22
サービス利用単位数 計	551	678
介護職員処遇改善加算(1000分の140)	77	95
利用料合計 単位数	628 単位	773 単位
利用料金額(単位数×地域区分単価:10.17)(円)	6,386	7,861
利用者負担額(1割)の目やす (円)	638	786

※この表の1日あたりの利用料金は、計算上、端数処理をして表示しています。実際の利用料金は1ヶ月分の単位合計(処遇改善加算後)に地域区分単価を乗じた金額になります。

※加算については、職員配置の状況等により算定が変わることがあり、料金が若干変更になることがあります。なお、この場合もすべて法制に従って算定させていただきます。

※一定以上の所得者の方は、利用者負担が2割負担または3割負担となります。

※長期利用の場合、31日目以降の介護予防短期入所生活介護費は以下の通りとなります。

要支援1 503単位 要支援2 623単位

【送迎費用】	送迎(通常営業地域内)利用料	片道	184 単位
--------	----------------	----	--------

・生産性向上推進体制加算Ⅱ 10 単位/月

2、介護保険の対象外サービス費は『滞在費』『食費』『日常生活用品費』『その他』です。

【滞在費・食費】 『滞在費』と『食費』については、利用者の所得の段階に応じて「自己負担限度額」が決められており、市町村に申請して「介護保険負担限度額認定証」を取得された場合、その限度額が利用者負担となります。負担限度額の基準は次の表の通りです。

利用者限度額	1日あたり滞在費	1日あたり食費
第1段階 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、 老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者	(限度額) 880円	(限度額) 300円
第2段階 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、 合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	(限度額) 880円	(限度額) 600円
第3段階 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、 ① 年金収入等80万円超120万円以下	(限度額) 1,370円	(限度額) 1,000円
② 年金収入等120万円超	1,370円	1,300円
通常(第4段階) 住民税課税世帯に属する人	(基準額) 2,066円	(基準額) 1,500円

- ・ 滞在費（基準額）は光熱水費や施設建設費用、今後見込まれる修繕・維持管理費用等をもとに規程によって積算しています。食費（基準額）は、食材料及び調理委託費等をもとに積算しています。
- ・ 食費の計算については、入所日、退所日など、一日3食のうち、施設での食事時間に在所されないことが前もってわかっている場合には、3日前までに申し出があれば、一食単位で減算します。

【食費の内訳】（第4段階の場合・基準額：1,500円）

朝食	昼食（おやつを含む）	夕食
350円	600円	550円

【日常生活品費等】

貸し出しテレビ使用料	1日	50円
電気使用品（電気毛布、持ち込みTV等）管理料	1品目につき 1日	10円
その他必要な消耗品（おむつを除く）	本人準備を基本とする	

【その他 対象外サービス料】

散髪代	（担当の業者と協議した額）
外出支援料	（緊急又は家族が対応困難な場合などやむを得ない場合の 病院等への外出付き添い費用） 30分ごとに1000円 ※交通費が発生する場合は別途実費相当額
レクリエーション 行事等の費用	無料 （但し、手芸材料や個人的な費用は実費の場合があります）
その他	（必要に応じて協議します）

※法制度の変更や経済状況の著しい変化など、やむを得ない場合には左記料金を相当な額に変更することがあります。その場合は事前に内容と理由をご説明いたします。

※散髪は担当の業者が来所され、利用できる時に限ります。